

逐条解説

草津市男女共同参画推進条例

平成20年12月

草津市

条例の概要

条例は、前文、5章27条の条文および付則で構成されています。

第1章の「総則」では、目的、用語の意義、8つの基本理念、市・市民・事業者・各種の団体・教育にかかわる人の義務と責任について規定しています。

また、第2章の「男女共同参画の推進を阻害する行為の制限」では、性別による人権侵害の禁止、市民に広く表示する情報に関する配慮について規定しています。

第3章の「基本的施策」では、草津市が実施する基本的かつ一般的な施策として、男女共同参画推進計画の策定について規定しています。また、男女共同参画に関する支援として啓発活動の実施、活動支援の実施、相談への対応、苦情の処理、活動環境の充実など施策を推進するうえでの基本的な施策について規定しています。

第4章の「草津市男女共同参画審議会」では、草津市男女共同参画審議会の設置、組織など推進体制について規定し、第5章に「雑則」を設けています。

内容については、草津市男女共同参画推進懇話会で検討を行い、素案としてまとめたものです。広く市民に親しみやすいものとする観点から、口語体（です・ます体）で記述しています。

条例の構成

1. 条例の名称

2. 条例に盛り込む事項

前文

第1章 総則（第1条から第8条）

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 市の義務と責任

第5条 市民の義務と責任

第6条 事業者の義務と責任

第7条 各種の団体の義務と責任

第8条 教育にかかわる人の義務と責任

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第9条・第10条）

第9条 性別による人権侵害の禁止

第10条 市民に広く表示する情報に関する配慮

第3章 基本的施策（第11条から第25条）

- | | |
|------|-----------------------------|
| 第11条 | 基本となる計画 |
| 第12条 | 施策の策定などに当たっての配慮 |
| 第13条 | 広報または啓発の活動 |
| 第14条 | 市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人への支援 |
| 第15条 | 積極的改善措置 |
| 第16条 | 就業環境における男女共同参画の推進 |
| 第17条 | 教育、保育および学習の推進 |
| 第18条 | 家庭生活と職業生活などとの両立の支援 |
| 第19条 | 生涯にわたる男女の健康の支援 |
| 第20条 | ドメスティック・バイオレンスなどの被害者などへの支援 |
| 第21条 | 相談への対応 |
| 第22条 | 苦情の処理 |
| 第23条 | 推進の体制 |
| 第24条 | 年次報告など |
| 第25条 | 調査研究など |

第4章 草津市男女共同参画審議会

- | | |
|------|--------------|
| 第26条 | 草津市男女共同参画審議会 |
|------|--------------|

第5章 雑則

- | | |
|------|----|
| 第27条 | 委任 |
|------|----|

付則

1. 条例の名称について

草津市男女共同参画推進条例

【考え方】

条例の名称については、条例の目的や理念が適切に反映され、内容を端的に表し、市民になじみやすいものとするのが重要であり、市民自らが積極的に男女共同参画を推進することを重視し、「推進」の言葉を名称に盛り込みました。

また、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、この法律のもとで男女共同参画が推進されることを踏まえ、そのイメージを定着させるためにも「共同参画」が、また、この条例は、基本条例にとどまらず、具体的に施策を推進していくことを目的とするので、「推進条例」としています。以上のことから名称は、「草津市男女共同参画推進条例」としました。

2. 条例に盛り込む事項

男女共同参画を推進するための法令としては、すでに「男女共同参画社会基本法」や「滋賀県男女共同参画推進条例」があり、草津市の条例はこれら上級の法令との間に矛盾がないように規定される必要があります。

条例に盛り込むべき内容についても、上級の法令との調和に配慮するため、草津市男女共同参画推進懇話会において検討されました。

難しい法令用語やなじみのない用語をできるだけ平易な表現に改め、市民にわかりやすく身近に感じてもらえるよう工夫するなど、懇話会での議論を活かしています。

前文

わたしたちのまち草津は、古くから東海道と中山道が分岐し、または合流する宿場町として栄えてきました。その流れを今日に引き継ぎ、今もなお多くの人たちが移り住み、地元で生まれ育った人たちととけ合い、さまざまな生き方や考え方を持つ人たちが共存するまちです。

草津市は、男女が真に対等な市民として、性別にかかわらず持てる力を発揮し、人権が尊重され、平和で豊かな地域づくりに向けて男女が喜びと責任を分かち合えるまちづくりをめざして、草津市男女共同参画推進計画を作り、その実施に向けて取り組んでいます。

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、女子差別撤廃条約などの国際社会における取組とともに進められてきました。さらに男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の社会の最も重要な課題として位置づけられました。

しかし、今もなお、性別によって役割を固定的にとらえる意識、社会の制度、慣行などが存在し、草津市においても男女平等の達成には依然として多くの課題が残されています。

そこで、わたしたちは、このような課題に積極的に取り組み、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者などが協働して、市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまち草津を実現するため、この条例を定めます。

【考え方】

前文は法令などに必ず置かれるものではありませんが、市の条例を制定するに至った経緯や社会的背景、条例の必要性、推進への決意など条例制定の趣旨を示すものです。

草津市にかかわる人たちが将来に向かって明るい希望が持てるよう願いを込め、草津市の特性を盛り込みました。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人の義務と責任を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」といいます。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

【考え方】

この条例は、市、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人の義務と責任を明らかにし、基本的施策を定め、それらを総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会を実現することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めず。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野で対等に活動する機会が確保され、そのことによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 前号の機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 市民 市内で暮らす人または市内に通勤もしくは通学する人をいいます。
- (4) 事業者 市内において営利または非営利を問わず、事業を行う個人または法人をいいます。
- (5) 各種の団体 市内において、自治会、PTAなどによる地域における活動、ボランティア活動などを行う団体をいいます。
- (6) 教育にかかわる人 市内において、学校教育、社会教育、保育などにかかわる人をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 次に掲げることをいいます。
 - ア 性的な発言または行動により相手に不快感を与えること。
 - イ 性的な発言または行動により相手の仕事または生活の環境を害すること。
 - ウ 性的な発言または行動に対する相手の対応によって不利益を与えること。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人などの親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響をおよぼす発言または行動をいいます。
- (9) 協働 共通の目標に向かって協力して行動していくことをいいます。

【考え方】

条例に用いる言葉について、あまりなじみのない言葉や、その内容を明確にしておく必要がある用語について意味を定めています。

第1号関係

「男女共同参画」という言葉は、人によって持つイメージが異なるので、ここで概念を正確に定義付けします。

第2号関係

「積極的改善措置」とは、男女の参画する機会に格差がある場合、いずれか一方に対し、積極的に採用や登用をするなどの措置を行うことにより男女間の均衡を図る暫定的措置のことをいいます。

第3号関係

「市民」の定義は、市内に居住する人、市内に居住していないが通勤または通学する人をいいます。

第4号関係

「事業者」の定義は、営利目的の事業者（株式会社、有限会社など）と、非営利目的の事業者（NPO 法人、社会福祉法人など）および営利、非営利を問わず事業を行っている個人事業者をいいます。

第5号関係

「各種の団体」の定義は、市民が主体性をもって活動をしている団体をいいます。例えば、自治会、老人会、子ども会、PTA、ボランティアグループ、青少年活動団体など、地域で活動する団体が考えられます。

第6号関係

「教育にかかわる人」の定義は、公立、私立を問わず、市内において教育および保育に携わっている人すべてをいいます。

第7号関係

「セクシュアル・ハラスメント」という言葉は、社会的に認識されてきました。性的な発言や行動により相手に不快感を与えたり、相手の仕事や生活の環境を害することと定義付けしました。また、性的な発言や行動を受けた被害者の対応によって、加害者が被害者に対し不利益を与えることも加えて定義付けしました。

第8号関係

「ドメスティック・バイオレンス」という言葉は、すでに社会的に認識されてきていますが、配偶者など親密な関係にある者からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為などと定義付けしました。

第9号関係

「協働」は、共通の目標に向かって協力して行動していくことと定義付けしました。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として取り組みます。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性および能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度および慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響をおよぼすことのないよう改められること。
- (3) 男女が性別にかかわらず、対等に、市の施策または事業者もしくは各種の団体における方針の立案および決定に際して、共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動と、職業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができること。
- (5) 家族の構成は多様であり、それぞれの生活が尊重されること。
- (6) 男女が対等な関係のもとに、互いの性について理解を深め、妊娠および出産に関し、自己の決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (7) セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスが個人の尊厳を侵すという人権侵害であることを認識し、その根絶をめざすこと。
- (8) 国際社会における取組および動向と歩みをともしるものであること。

【考え方】

男女共同参画社会の実現をめざして、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき定めています。

第1号関係

「男女の人権」の尊重という観点から、その内容を個人の尊厳、男女平等、個人の能力の発揮として明確化したものです。

憲法では、男女平等がうたわれていますが、実際には男女が性別により差別的な取り扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったり、自らの意思で選択することが困難であったりする場合があります。人権尊重からも、一人ひとりが自分の個性と能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されることが大切です。

第2号関係

社会における制度や慣行のなかには、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担などが反映されることで、結果として個人の生き方や活動の自由な選択を妨げ、男女共同参画の推進を阻害する要因となるものもあります。そのため、男女共同参画の推進に当たっては、社会制度や慣行のおよぼす影響に配慮することが求められます。

第3号関係

男女共同参画社会を実現するには、各分野における方針の企画・立案から決定・実施に至るまでの過程に、市など公的な機関だけでなく、企業や自治会などさまざまな機関や団体においても、男女がともに参画できる機会を確保する必要があります。

第4号関係

現在、家事、育児、家族の介護など、家庭生活における活動の多くを女性が担っているという状況があります。共働き世帯においても、男性が家事、育児、介護などにかかわる時間は極めて短時間であるという調査結果もあります。

男女共同参画社会を実現するには、家族を構成する男女が互いに協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と働くこと、学校に通うこと、地域活動などの両立を図るようにすることが重要です。

第5号関係

家族の構成には単独世帯、ひとり親世帯、男性だけあるいは女性だけの世帯などさまざまな形態があることを理解し、それぞれの家族の状況や意思が尊重される必要があります。

第6号関係

男性も女性もそれぞれの身体の特徴を十分理解し、思春期、高齢期など生涯を通じて健康が確保されることが重要です。また、差別、強制や暴力によることなく、男女の対等な関係のもとに、互いの性を理解し合い、自らの意思が尊重されることが必要です。とくに妊娠や出産をその身に担う女性の意思を尊重することは重要です。

第7項関係

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスは、被害者の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

第8号関係

男女共同参画の推進は、世界女性会議をはじめとして女子差別撤廃条約など、国際社会の取組と連動して進められてきました。男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに留意し、世界的視野のもとに行われることが大切です。

(市の義務と責任)

第4条 市は、前条で定める基本理念に基づき、男女共同参画施策（積極的改善措置を含みます。以下同じとなります。）を総合的に策定し、計画的に実施します。
2 市は、男女共同参画施策の推進に当たり、国および他の地方公共団体と緊密に連絡をとりながら、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人と協働して取り組みます。

【考え方】

男女共同参画の推進は、行政における推進のみでは達成されるものではなく、それぞれが協力して取り組む必要があるため、市、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人の義務と責任を明らかにすることが必要です。この条項から順に、市、市民、事業者、各種の団体、教育にかかわる人の義務と責任を定めています。

市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定および実施し、関係機関と連携を図りながら、協力して行動し、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

(市民の義務と責任)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。
2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

【考え方】

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、市民の主体的な取組を期待し、努力義務規定としています。

ただし、子どもの祝い事（こいのぼり、ひな祭りなど）のような慣行の中立化までを求める趣旨ではありません。

（事業者の義務と責任）

第6条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、性別による差別的な取扱いを行わず、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が職業生活と子育て、介護などの家庭生活とを両立することができるような職場の環境づくりに努めます。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

【考え方】

男女共同参画の推進は、事業者の立場からの協力も不可欠であることから、事業者の主体的な取組を期待して、市民の義務と責任を定める第5条と同様に努力義務規定としています。

（各種の団体の義務と責任）

第7条 各種の団体は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、その活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めます。

2 各種の団体は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

【考え方】

地域社会には、自治会、PTAをはじめ市民がかかわるさまざまな活動団体があり、地域社会で活動する市民組織の果たす役割は、これからの地域づくりに重要な位置を占めるようになることから、主体的な取組を期待し、市民の義務と責任を定める第5条と同様に努力義務規定としています。

（教育にかかわる人の義務と責任）

第8条 教育にかかわる人は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育または保育に努めます。

2 教育にかかわる人は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

【考え方】

家庭教育をはじめ学校教育や保育の場などの教育にかかわっている人が、基本理念を理解し、男女共同参画の推進に配慮した教育や保育を行うことが、将来を担う子どもたちの男女共同参画意識を形成し、その個性と能力を発揮することにつながると考えられることから明記しています。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる場において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの行為を行ってはなりません。

【考え方】

すべての人は個人として尊重されなければなりません。差別や暴力などの人権侵害は許されるものではありません。特にセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど、人権侵害の根絶をめざすことは男女共同参画を推進するうえでも大きな課題の一つです。これらの行為が犯罪行為であるという認識を社会全体が持ち、暴力根絶の意識を持つことが重要であるため、禁止事項とする必要があると考えています。

(市民に広く表示する情報に関する配慮)

第10条 何人も、市民に広く表示するあらゆる情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを助長する表現その他不必要な性的な表現を用いてはなりません。

【考え方】

新聞、テレビ、ポスターなど市民に広く表示される情報は、一般に大きな影響を与えています。この影響の大きさを考慮すると、性別による固定的な役割分担および男女間における暴力などを正当化し助長する表現や不必要な性的な表現は、規制する必要があると考えています。

(基本となる計画)

第11条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、推進計画を策定するに当たり、あらかじめ、第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人の意見を反映することができるようにします。

3 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表します。

4 推進計画の変更については、前2項の規定を用います。

【考え方】

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を、市民の意見を反映しながら定めることとします。策定および変更に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くこと、基本計画を策定したときはこれを公表することとしています。

草津市では、平成15年度から平成24年度までの10 箇年を計画期間とする「草津市男女共同参画推進計画「^{ひと}女と男の^{ひと}パートナープラン・くさつ」（改訂版）を平成14年度に策定し、男女共同参画の推進に努めているところです。

(施策の策定などに当たっての配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定および実施に当たり、男女共同参画の推進に努めます。

【考え方】

条例の内容を具体的な施策につなげるため、施策の策定や実施の際には男女共同参画の推進について配慮する必要があると考えています。

(広報または啓発の活動)

第13条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人が男女共同参画についての理解を深めるため、広報または啓発の活動を行います。

【考え方】

男女共同参画は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人の理解のあり方が非常に重要なため、理解を深める施策の充実が必要です。市はさまざまな機会を活用し、男女共同参画に関する理解を深めていくことが重要であると考えています。

(市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人への支援)

第14条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、積極的に情報提供その他の必要な支援をします。

【考え方】

男女共同参画の推進は、市、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人が連携、協力して取り組む必要があるため、市は男女共同参画に取り組む市民などの活動に対して支援を行う必要があると考えています。

(積極的改善措置)

第15条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人と協力し、積極的改善措置を行うよう努めます。

2 市長その他の執行機関は、附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たり、男女間に参画する機会の格差が生じることのないよう、積極的改善措置を行います。

【考え方】

男女共同参画社会を形成していくうえで、男女間の格差を是正する積極的改善措置は重要な取組です。市は、男女の参画の機会の均衡を図るため、附属機関の委員などを任命する場合において、積極的に取り組む必要があると考えています。

(就業環境における男女共同参画の推進)

第16条 事業者は、就業環境における次に掲げる取組の推進に努めます。

- (1) 男女が個人として能力を発揮する機会の確保
- (2) 男女が職場における活動と家庭生活における活動との両立を図るための支援
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止

2 市は、事業者の前項各号に掲げる取組を推進するため、積極的に情報提供その他の必要な支援をします。

3 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、第1項の取組の状況について報告を求めることができます。

【考え方】

就業環境における男女共同参画の推進は、とりわけ重要な課題であるため、事業者は就業環境における取組の推進を行う必要があると考えています。

(教育、保育および学習の推進)

第17条 市は、男女共同参画についての理解を深め、性別による固定的な役割分担などにとらわれない多様な選択を可能にするための教育、保育および学習を推進します。

【考え方】

男女共同参画社会の実現において、教育や学習の果たす役割は極めて大きなものがあります。市としては、男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であると考えています。また、市民が情報を読み解く能力を身に付けるための自発的な学習を促すことも必要であると考えています。

(家庭生活と職業生活などとの両立の支援)

第18条 市は、男女がともに子育て、介護その他の家庭生活における活動と職業、地域コミュニティその他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、環境整備などの必要な支援をします。

【考え方】

少子高齢社会の中で、子の養育、介護などの家庭責任の多くは女性が担っているという状況が依然としてあります。仕事と家庭や地域での活動を両立することができ、男女が安心して子育てなどの家庭生活における責任を果たせる社会を形成していかなくてはなりません。そのためには、男女がともに社会のあらゆる活動に参画することが、地域社会への貢献となり、地域社会を豊かなものにしていくことにつながることから、市が積極的な支援を行う必要があると考えています。

(生涯にわたる男女の健康支援)

第19条 市は、女性が妊娠および出産にかかわる身体的な機能を持つことに配慮するとともに、男女の生涯にわたる健康の保持および増進を図るため、健康相談、医療の整備その他の必要な措置を行います。

【考え方】

女性は、妊娠や出産など、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面することから、女性の体や性の問題を、健康と人権という観点から保障し、男女が安心して健康に暮らしていくための環境の整備が必要であると考えています。

(ドメスティック・バイオレンスなどの被害者などへの支援)

第20条 市は、第9条の行為の被害者などに対し、関係機関などと連携し、必要な支援をします。

【考え方】

ドメスティック・バイオレンスなどによる権利侵害があった場合、解決に向けて警察、福祉関係者、滋賀県立男女共同参画センターなどの関係機関と連携し、被害者の安全確保をすることが重要であると考えています。

(相談への対応)

第21条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることについて、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人からの相談に応じるとともに、関係機関などと連携し、必要な支援をします。

【考え方】

性別による差別的取扱いや、暴力やセクハラなどの性別による人権侵害など、男女共同参画の推進を阻害する行為について市民などから相談があった場合は、関係機関と十分に連携を図り適切な措置を講じることとしています。

(苦情の処理)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画の推進に影響をおよぼすと認められる施策について、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人から苦情の申出を受けた場合は、必要に応じて調査し、助言し、または是正し、もしくは是正の要請をすることなどにより適切に対応します。

2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要があると認めるときは、第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会に意見を聴くことができます。

【考え方】

男女共同参画に関する施策などへの苦情や意見について、適切な措置をする必要があると考えています。

(推進の体制)

第23条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備します。

2 市は、男女共同参画施策を実施し、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人による男女共同参画の取組を支援するための拠点を確保して整備します。

3 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うよう努めます。

【考え方】

市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、その推進体制を整備することとしています。

(年次報告など)

第24条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会に報告するとともに、公表します。

【考え方】

男女共同参画は、市、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人が一体となって進める必要があり、その気運を高めるためには、男女共同参画の状況や男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をまとめ、公表していくことが必要であると考えています。

(調査研究など)

第25条 市長は、男女共同参画を推進するため、必要な事項について、調査研究および情報の収集を行います。

【考え方】

市は男女共同参画の推進に当たって、施策を効果的に実施するために必要な事項について調査研究、情報の収集を行うことが必要であると考えています。

(草津市男女共同参画審議会)

第26条 市長の附属機関として、草津市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、この条例の規定に基づく事項のほか、市長の諮問に依りて男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査し、または審議します。

3 審議会は、前項の事項を調査し、または審議するほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができます。

4 審議会の委員の定数は、委員15人以内とし、規則で定めるもののうちから市長が委嘱します。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとします。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同じとします。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【考え方】

男女共同参画の推進に関する施策の実効性を高めるために審議会の設置が必要と考えました。委員の構成については男女の均衡に配慮することが望ましいと考えました。

また、審議会の組織・運営などについては草津市男女共同参画審議会規則にて別に定めます。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

【考え方】

苦情および相談の対応など、条例の施行に関し必要な事項については、推進計画などで別に定めます。